鞍手町農業委員会委員募集要項

- 1. 募集人数 13名
- 2. 任用期間 令和6年7月20日から令和9年7月19日まで(3年間)
- 3. 身 分 鞍手町の特別職の非常勤職員

4. 職務内容

- (1) 農地法に基づく農地の権利移動および転用に係る審議、現地調査等
- (2) 農地・農業経営に関する証明
- (3) 農地利用の最適化の推進
 - ①担い手への農地利用の集積・集約化
 - ②遊休農地の発生防止・解消
 - ③農業への新規就農・新規参入の促進
- (4) 農業者からの相談対応および助言・指導
- (5) その他農業委員会が必要とする活動
- 5 **委員報酬** 基本給 年額 242,300円 能率給 国から交付される交付金の範囲内で町長が定める額

6 推薦を受ける者または応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。ただし、農業委員選任予定日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 鞍手町に住所を有する者
- (2) 鞍手町の職員でない者
- (3) 農地において耕作の業務を営む者、またはその配偶者または同居の親族で耕作に従事する者であることを農業委員会が認めた者(利害関係を有しないものを除く)
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと
- (4) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなく なるまでの者でないこと
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと

7 推薦および応募方法

推薦または応募を行う者は、提出書類に必要事項を記入のうえ、添付資料を添えて 郵送または持参により提出してください。

推薦は、農業者又は農業者が組織する団体等が推薦するものとし、応募は、自ら募集に応募するものとします。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 提出書類

農業者(個人)が推薦する場合農業者で組織する団体が推薦する場合様式第2号自ら応募する場合様式第3号

- (2) 添付書類 <u>推薦を受ける者または応募する者の住民票</u> (発行後3カ月以内、本籍の記載のもの)
- (3) 提出先 鞍手町農業委員会事務局(鞍手町役場 産業振興課内)
- (4) 受付期間 <u>令和6年3月22日(金)から4月19日(金)まで</u> 持参される場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出 してください(郵送の場合は受付期間内に必着のこと)

8 選任方法

農業委員会委員候補者選考委員会が、候補者の選考を行い、町長に意見を報告します。町長は、選考委員会の意見を参考に候補者を決定し、町議会の同意を得たうえで委員を選任します。

委員の選任にあたっては、委員の過半数が認定農業者等(※)となること、利害関係を有しない中立委員を1名以上含むこと、年齢、性別に著しい偏りがないよう配慮することが法律により求められています。

なお、選任結果は、推薦を受けた者及び応募した者の全員に文書で通知します。

9 情報の公表

- (1) 推薦を受けた者及び募集に応募したものの氏名、職業、年齢、性別等とする。
- (2)推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等(※)の数、応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数を公表するものとする。
 - ※認定農業者等とは
 - ①認定農業者
 - ②認定農業者である法人の業務執行役員又は重要な使用人(農場長等)
 - ③認定農業者に準ずるもの
 - ア 認定農業者であった者 イ 認定農業者に経営に参画する親族
 - ウ 認定新規就農者 エー人・農地プランの中心的経営者
 - オ 指導農業士・青年農業士・女性アドバイザー

10 問い合わせ・提出先

鞍手町農業委員会事務局(鞍手町役場 産業振興課内)

〒807-1392 鞍手町大字中山3705番地

☎0949-42-2111 (内線351, 352)